



2015年10月2日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

**2016年4月より三越伊勢丹のメイト社員（月給制契約社員）を無期雇用化します。
～スタイリストの働く環境改善を通し、お客さまへのサービス向上を目指します～**

株式会社三越伊勢丹では、月給制契約社員であるメイト社員を2016年4月以降入社初年度より無期雇用とします。

メイト社員は1998年に伊勢丹時代に制度導入以降、現時点で全従業員約12,000名の内約2,300名を占め、主に、百貨店で最も重要な店頭販売で活躍し、大きな役割を担っております。

これまでも、2010年度には入社4年目以降を無期雇用とするなどの様々な処遇改善を図ってきましたが、百貨店店頭のスタイリスト※の働く環境の更なる改善を通してお客さまにより上質なサービスを提供することを目指し、2016年4月以降は入社初年度より無期雇用とします。

※三越伊勢丹では、店頭の販売員を中心としたスタッフを、顧客接点を通じて、お客さまの魅力や価値、感性等をスタイリングしていく、という意味を込めて、「スタイリスト」と呼んでいます。

三越伊勢丹グループが目指す、常に新しいライフスタイルを提案し、お客さまの生活の様々な場面でお役に立つ新しい百貨店モデルの構築を担う上で、中核となるメイト社員が従来以上に安定的に長く働ける環境を整えることにより、おもてなしの心と高い販売知識でお客さまのご期待に感動レベルで応えることができる人材の育成を進めてまいります。

～メイト社員とは～

株式会社三越伊勢丹が雇用する月給制契約社員。

3年目までは、1年契約の有期雇用。勤続4年目から無期雇用になる雇用形態の社員。

2016年4月より、入社初年度より無期雇用になります。

以上

【本件に関する報道関係の皆さまのお問い合わせ先】

株式会社三越伊勢丹ホールディングス業務本部総務部コーポレートコミュニケーション担当

電話 (03) 6205-6003